

国民健康保険税の税率等の見直しについて

# 答 申 書

平成26年9月5日

入間市国民健康保険運営協議会

## 1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という）は、国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と市民の健康保持増進に大きく貢献している。

しかし、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、加入者に低所得世帯を多く抱えるなどの構造的な問題により、国保財政は全国的に厳しさを増す一方である。こうした問題の解決策として、国は財政運営の主体を都道府県とする広域化を検討している。

入間市の国保財政においても、受益者負担である国保税や、国・県等からの交付金だけでは必要な保険給付費などの支払いに不足が生じ、一般会計からの法定外繰入金でその不足分を補填し、運営しているというのが実情である。

一方、入間市の国保税率を見ると、平成 12 年度に介護保険制度が創設されたことに伴い介護納付金分の課税を追加したが、医療給付分の税率は平成 10 年度の改定を最後に見直しをしていない。平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設され、多くの保険者が税率を改定し後期高齢者支援金等分の課税を追加した中であっても、当市は医療給付分の税率の一部を後期高齢者支援金等分に移し、新たに後期高齢者支援金等分の課税を追加しなかった。医療費が増加の一途をたどる中で、国保税率を実態に合わせて見直していないため、一般会計からの法定外繰入金は年々増え続けている。

国保会計は、予算を国保運営のためだけに使う独立した特別会計であり、また、国保税も同様に国保運営のためだけに使う目的税である。従って、運営に係る経費には被保険者の国保税と国・県等からの法定の交付金を充て、収支を完結させることが望ましい。受益者負担の原則の観点からも、国保に加入していない市民に「法定外繰入金」というかたちで負担を求めることは、好ましいこととは言えない。しかし、一方で法定外繰入金をなくし、全額を国保税に転嫁することは、被保険者の税負担を考えると現実的とは言いがたい。

このような現状を鑑み、これからも安定的に国保運営を続けて行くため、次のとおり答申する。

## 2 国保税賦課税率等の見直しについて

受益者負担と低所得世帯の税負担のバランスを念頭に、平成 24 年度決算を中心に法定外繰入金のあり方について慎重に協議を重ねた。その結果、税率を改定し、法定外繰入金を 10 億円減額することが適当との結論に至った。

ただし、一度に国保税率を引き上げて法定外繰入金を 10 億円減額することは、被保険者の暮らしに与える影響があまりにも大きいと見られ、激変緩和措置として

平成 27 年度に 5 億円減額し、以後 2 年ごとに 2 億 5,000 万円ずつ減額する。同時に、低所得世帯への配慮として、現在の 6 割・4 割軽減を、7 割・5 割・2 割軽減に改定する。賦課限度額は税負担の公平性を考慮し、法定限度額へ引き上げる。

また、不平等感のある四方式課税を是正する観点から、均等割と所得割だけの二方式課税に改定する。改定方法は、平等割及び資産割を段階的に減額し、3 回目の改定で二方式課税にする。

以上のことをふまえ、改定実施年度の税率は次のとおりとすることが適当である。

(1) 平成 27 年度の国保税賦課税率等

ア 医療給付費分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 6.9  
当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋にかかる部分に乗ずる割合  
100 分の 20

被保険者均等割額 一人について 15,000 円  
世帯別平等割額 6,000 円

イ 後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 1.9  
被保険者均等割額 一人について 6,000 円

ウ 介護納付金分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 1.2  
被保険者均等割額 一人について 11,000 円

エ 世帯の賦課限度額の設定

医療給付費分 51 万円  
後期高齢者支援金等分 16 万円  
介護納付金分 14 万円

オ 低所得世帯に対する応益割額に係る軽減割合の設定

地方税法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33 万円を超えない世帯 7 割軽減

地方税法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 245,000 円を加算した額を超えない世帯 5 割軽減

地方税法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 450,000 円を加算した額を超えない世帯 2 割軽減

(2) 平成 29 年度の国保税賦課税率等

ア 医療給付費分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 7.4  
当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋にかかる部分に乗ずる割合  
100 分の 10

被保険者均等割額 一人について 20,000 円

世帯別平等割額 3,000 円

イ 後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 2.0

被保険者均等割額 一人について 8,000 円

ウ 介護納付金分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 1.4

被保険者均等割額 一人について 12,000 円

(3) 平成 31 年度の国保税賦課税率等

ア 医療給付費分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 7.8

被保険者均等割額 一人について 25,000 円

イ 後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 2.1

被保険者均等割額 一人について 10,000 円

ウ 介護納付金分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の 1.6

被保険者均等割額 一人について 13,000 円

3 付帯意見

税率改定だけで国保財政を維持しようと安易に考えるのではなく、歳入面での更なる収納率の向上、歳出面でのレセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査の受診率向上をはじめ各種保健事業の推進などにより、法定外繰入金の圧縮と保険給付費の増加抑制に努められたい。

国保税率の改定時期については、平成 27 年度、同 29 年度、同 31 年度の 3 回としたが、改定に要する 5 年間の社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応されたい。

また、法定外繰入金の適正額については、10 億円減額後に改めて見直しされたい。

賦課限度額については、法令改正に合わせて改定されたい。